

# 〈 事業者向け 〉

[ 市ホームページ ]

<https://www.akitakata.jp/ja/a122/corona-shien-02/>



対象・概要	備考
<b>給付 持続化給付金</b> 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570	
▶1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 事業継続を支援するための給付金 ▪ 中小法人等…200万 ▪ 個人事業者等…100万 ※上限…昨年1年間の売上からの減少分	■申請方法 持続化給付金ホームページから申請
<b>給付 事業継続応援金</b> (市独自施策) 商工観光課 商工振興、企業・サテライトオフィス誘致係 ☎お太助フォン47-4024	
▶2月から6月までのうち、1か月の売上が前年同月比で30%以上減少している事業者 ▶令和元年以前から売上があり、今後も事業を継続する意思がある事業者 営業自粛等で影響を受けた事業者に対し事業継続を支援するために給付 ▪ 給付金額…最大25万円	■申請先 〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田979-2 安芸高田市商工会本所 ■申込期限 7月31日 ※消印有効 詳細はお問い合わせください。
<b>給付 テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金</b> (公財)ひろしま産業振興機構 新型コロナ対策事業推進チーム ☎082-207-0226	
以下のすべてに該当する事業者 ▶食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている県内の中小事業者(飲食業・宿泊業) ▶「テイクアウト」や「デリバリー」に4月1日以降に参入、または期間内に参入する事業者 飲食店が行う「テイクアウト」や「デリバリー」などの新規参入を支援 助成対象期間:4月1日から10月31日 ※事前申出完了通知日から最長3か月以内 ▪ 助成金額…30万円	■申請先 〒730-0052 広島県広島市中区千田町3丁目7-47 広島県情報プラザ内 (公財)ひろしま産業振興機構 新型コロナ対策事業推進チーム ■申込期限 7月31日 ※上限に達し次第終了
<b>給付 雇用調整助成金 特例措置の拡大</b> ハローワーク安芸高田 ☎42-0605 / 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎120-60-3999	
以下のすべてに該当する事業者 ▶最近1か月の売上高などが前年同月比5%以上減少(比較対象月の特例措置あり)した事業者 ▶労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支給した事業者 休業や教育訓練、出向を行い、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当や賃金等の一部を助成	詳細はお問い合わせください。 ※厚生労働省ホームページでも確認できます。
<b>給付 雇用調整助成金等活用促進事業補助金</b> 商工観光課 商工振興、企業・サテライトオフィス誘致係 ☎お太助フォン47-4024	
以下のすべてに該当する事業者 ▶市内に主たる事業所が所在している中小事業者 ▶休業による雇用調整助成金等、広島労働局の支給決定を受けている事業者 国の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用を支給 ▪ 上限…10万円(申請は1回限り)	詳細は市ホームページでご確認ください。 ■申込期限 令和3年2月28日
<b>給付 小学校休業等対応助成金(事業主)</b> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999	
▶2月27日から9月30日までの間に、対象者に有給休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主 臨時休業した小学校に通う子どもの保護者に有給休暇を取得させた企業を助成 ▪ 上限…15,000円(1日1人)	詳細はお問い合わせください。 ※厚生労働省ホームページでも確認できます。 ■申請期限 12月28日
<b>給付 小学校休業等対応支援金(委託を受けて働く個人)</b> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999	
臨時休業した小学校に通う子どもの世話をするために、契約した仕事ができなくなった保護者へ支援金を支給	詳細はお問い合わせください。 ※厚生労働省ホームページでも確認できます。 ■申請期限 12月28日
<b>給付 高収益作物次期作支援交付金</b> 地域営農課 営農支援係 ☎お太助フォン47-4021	
以下のすべてに該当する生産者 ▶2月から4月の間、野菜・花き・果樹・茶の出荷実績がある、または廃棄等で出荷できなかった生産者 ▶収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している、または加入を検討している生産者 ▶次期作に向けて取り組みを実施する生産者 売上減少等の影響を受けた高収益作物(野菜・花き・果樹・茶)の生産者を支援	詳細はお問い合わせください。 ※市ホームページでも確認できます。

<b>融資 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付</b> ㈱日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505	
融資後の3年間、基準金利を0.9%引き下げ ※据置期間最長5年 ▪ 融資限度額 国民生活事業…6,000万円 中小企業事業…3億円	詳細は日本政策金融公庫ホームページでご確認ください。
<b>融資 セーフティネット保証4号</b> 商工観光課 商工振興、企業・サテライトオフィス誘致係 ☎お太助フォン47-4024	
以下のいずれかに該当する事業者 ▶指定地域で1年以上継続して事業を行っている事業者 ▶最近1か月の売上等が前年同月比で20%以上減少し、その後2か月を含む3か月の売上が前年同期比20%以上の減少が見込まれる事業者 融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の資金繰りを支援(一般保証とは別枠で借入債務の100%を保証) ▪ 上限…2億8,000万円	市の認定とは別に、金融機関、および信用保証協会の審査があります。 詳細はお問い合わせください。 ※市ホームページでも確認できます。
<b>融資 セーフティネット保証5号</b> 商工観光課 商工振興、企業・サテライトオフィス誘致係 ☎お太助フォン47-4024	
指定業種に属する事業を行っており、以下のいずれかに該当する事業者 ▶最近3か月の売上等が前年同期比で5%以上減少した事業者 ▶原油等の仕入価格の上昇を製品等価格に転嫁できていない中小事業者 融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の資金繰りを支援(一般保証とは別枠で借入債務の80%を保証) ▪ 上限…2億8,000万円	市の認定とは別に、金融機関、および信用保証協会の審査があります。 詳細はお問い合わせください。 ※市ホームページでも確認できます。
<b>融資 危機関連保証</b> 商工観光課 商工振興、企業・サテライトオフィス誘致係 ☎お太助フォン47-4024	
以下の全てに該当する事業者 ▶金融取引を正常化するための資金調達が必要な事業者 ▶最近1か月の売上等が前年同月比おおむね15%以上減少し、その後2か月を含む3か月の売上等が前年同期比おおむね15%以上の減少が見込まれる事業者 業況の悪化している業種の事業者に、一般保証、セーフティネット保証とは別枠で信用保証を実施	市の認定とは別に、金融機関、および信用保証協会の審査があります。 ■指定期間 令和2年2月1日～令和3年1月31日
<b>融資 民間金融機関 実質無利子・無担保融資</b> 広島県商工労働局経営革新課 ☎082-513-3321	
▶売上減少の要件を満たし、セーフティネット保証4号・5号、もしくは危機関連保証いずれかの認定を受けている事業者 民間金融機関での信用保証料を半額、もしくは無料にし、融資を無利子・無担保・据置を最大5年に拡大 ▪ 融資上限…4,000万円	詳細は広島県ホームページでご確認ください。
<b>猶予 社会保険料等 猶予制度の特例</b> 三次年金事務所 ☎0824-62-3107	
以下の全てに該当する事業者 ▶令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)、収入が前年同月比おおむね20%以上減少した事業者 ▶一時に納付、または納入を行うことが困難な事業者 収入が減少した事業主の厚生年金保険料・労働保険料等の納付を猶予 ▪ 猶予期間…1年	(対象保険料) 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等 ※上記期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等についてもさかのぼって特例を利用できます。
<b>猶予 徴収猶予の特例制度</b> 税務課 収納係 ☎お太助フォン42-5614	
以下の全てに該当する事業者 ▶令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)、収入が前年同月比おおむね20%以上減少した事業者 ▶一時に納付、または納入を行うことが困難な事業者 個人の市・県民税、法人の市県民税、固定資産税等の全ての地方税の徴収を猶予 ▪ 猶予期間…1年	(対象税) 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人の市・県民税、法人の市県民税、固定資産税など ■申請期限 6月30日、または納期限のいずれか遅い日 ※国税に関しては吉田税務署(☎42-0008)へお問い合わせください。
<b>猶予 上下水道 料金支払猶予</b> 上下水道課 業務係 ☎お太助フォン47-1203	
▶一定程度収入が減少した事業者 対象事業者の支払いを猶予	■猶予内容 個別に案内 ※直接担当課へお問い合わせください。
<b>相談 経営相談</b> 安芸高田市商工会 ☎42-0560	
資金繰り、売上減少、休業等、新型コロナウイルスの影響に関する経営相談窓口を設置 ▪ 経営指導員、専門家が経営アドバイス(無料)	